

改 正 案	現 行
<p>第1 総則 1～5 (略)</p> <p>6 <u>実験試験局</u>、臨時かつ一時の目的のための無線局、その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず周波数を割り当てることがある。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第1 総則 1～5 (略)</p> <p>6 <u>実験局</u>、臨時かつ一時の目的のための無線局、その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず周波数を割り当てることがある。</p> <p>7 (略)</p>